告示

○内閣府告示第百六十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第七項の規定に基づき、平成二十六年三月十一日内閣府告示第十六号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十八年五月十二日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十七日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第二号

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）の施行に伴い、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成二十五年四月内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年五月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　岩城　光英
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　裕
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大塚　珠代
防衛大臣　中谷　元

前文中「第二十一条」を「第二十五条」に改める。

○総務省告示第二百四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十条第一項（同令第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、選挙人名簿及び在外選挙人名簿に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（平成十年自治省告示第九十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月二十七日　総務大臣　山本　早苗

題名中「その」を「磁気ディスク及び当該選挙人名簿に記録されている事項の」に改める。

第一の一中「電気通信関係装置」の次に「（ファイアウォールを設置した場合には、ファイアウォールを含む。以下同じ。）」を「事務」の次に「（選挙人の投票に係る選挙人名簿の対照に関する事務を除く。）」を加える。

第一の二中「事務」の次に「（選挙人の投票に係る在外選挙人名簿の対照に関する事務を除く。）」を加える。

第一の五中「名簿システム」の次に「及び名簿対照オンラインシステム」を加える。

第一の六中「名簿システム」の次に「又は名簿対照オンラインシステム」を加える。

第一の八中「及び名簿システム」を「並びに名簿システム及び名簿対照オンラインシステムの」に改める。

第一の九中「電子計算機を」を「管理サーバ及び電子計算機を」に改める。

第一の十一中「選挙人名簿システム」を「名簿システム、名簿対照オンラインシステム」に改める。

第一の十一中11を17に、5から10までを6ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

10　ファイアウォール　ネットワークにおいて不正侵入を防御する装置

第一の十四中「名簿システム」の次に「又は名簿対照オンラインシステム」を加え、同十四を同十五に改める。

第一の三の次に次のように加える。

4　選挙人名簿対照オンラインシステム　管理サーバ、電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、選挙人名簿システムと連携し、選挙人名簿に記録されている事項を利用して選挙人の投票に係る選挙人名簿の対照等に関する事務を処理し、二重投票を防止するためのシステムで、選挙管理委員会が管理するもの

5　在外選挙人名簿対照オンラインシステム　管理サーバ、電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、在外選挙人名簿システムと連携し、在外選挙人名簿に記録されている事項を利用して選挙人の投票に係る在外選挙人名簿の対照等に関する事務を処理し、二重投票を防止するためのシステムで、選挙管理委員会が管理するもの

6　名簿対照オンラインシステム　選挙人名簿対照オンラインシステム及び在外選挙人名簿対照オンラインシステム

7　管理サーバ　名簿システムと連携し、選挙人の投票に係る選挙人名簿及び在外選挙人名簿の対照並びにその管理を行うための電子計算機で、選挙管理委員会が管理するもの

8　端末機　名簿システム及び管理サーバの運用保守のために使用する運用端末並びに名簿対照オンラインシステムのデータの利用のために投票所等に設置し使用する利用端末

第二中「運用に」を「の運用及び名簿対照オンラインシステムの運用に」に改める。

第二の一中「選挙人名簿システム」を「名簿システム及び名簿対照オンラインシステム」に改める。

第二の二中「名簿システム」の次に「及び名簿対照オンライン」を加える。

第四の二の㈡中「第六の一(1)イ」を「第七の一(1)イ」に、「第四の二」を「第五の二」に改める。

第五を次のように改める。

第五　緊急時体制

1　作動停止時における事務処理体制

(1)　名簿システム又は名簿対照オンラインシステムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により名簿システム又は名簿対照オンラインシステムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、選挙人への周知方法、選挙管理委員会、投票管理者等との連絡方法、投票所における選挙人名簿及び在外選挙人名簿対照の事務処理体制等について事前に定めること。

(2)　支所、出張所等における作動停止時の事務処理体制について必要な措置を講ずること。

(3)　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、職員等に対し、教育及び研修を行うこと。

2　データの漏えいのおそれがある場合の事務処理体制

(1)　データの漏えいのおそれがある場合の行動計画（名簿システム又は名簿対照オンラインシステムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）、選挙人への周知方法、選挙管理委員会、投票管理者等との連絡方法等について定めること。

(2)　実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、職員に対し、教育及び研修を行うこと。